

Ⅱ 実現化方策

第1章 土地利用の方針に対する実現化方策

1. まちなか居住エリア、一般居住エリア、沿道商業エリア、工業流通業務集積エリアの土地利用誘導方策の検討

まちなか居住エリア、一般居住エリア、沿道商業エリア、工業流通業務集積エリアは、今後も土地利用方針に準じた用途地域の指定により土地利用の誘導を図ります。

土地利用方針と用途地域の指定が乖離している地区は、用途地域の変更を検討します。また、今後も人口減少が続くと予想されていることから、用途地域の縮小などを視野に入れた検討を行います。

(1) 用途地域への編入の検討

平鹿総合病院周辺の良好な環境を保全するため、これまで「特定用途制限地域【都市近郊型】」を指定することにより、風俗施設や遊戯施設、危険性や環境が悪化する恐れのある工場等の立地の制限を図ってきました。

現在は、特定用途制限地域において制限されていない薬局やスーパー、ガソリンスタンド等の立地が進行していることから、さらに外側へと商業施設や住宅の立地が広がらないよう、計画的な市街地の誘導を図るため、用途地域への編入を検討します。

工業系の用途地域としては、横手工業団地・横手第二工業団地、柳田工業団地、八萩工業団地等の既存の工業団地は、企業の集積が進んでいる状況です。このため、さらなる雇用の維持と創出を図るため、輸送機関係企業に加え小規模な製造業者等が立地しやすい新たな産業用地の整備について検討します。

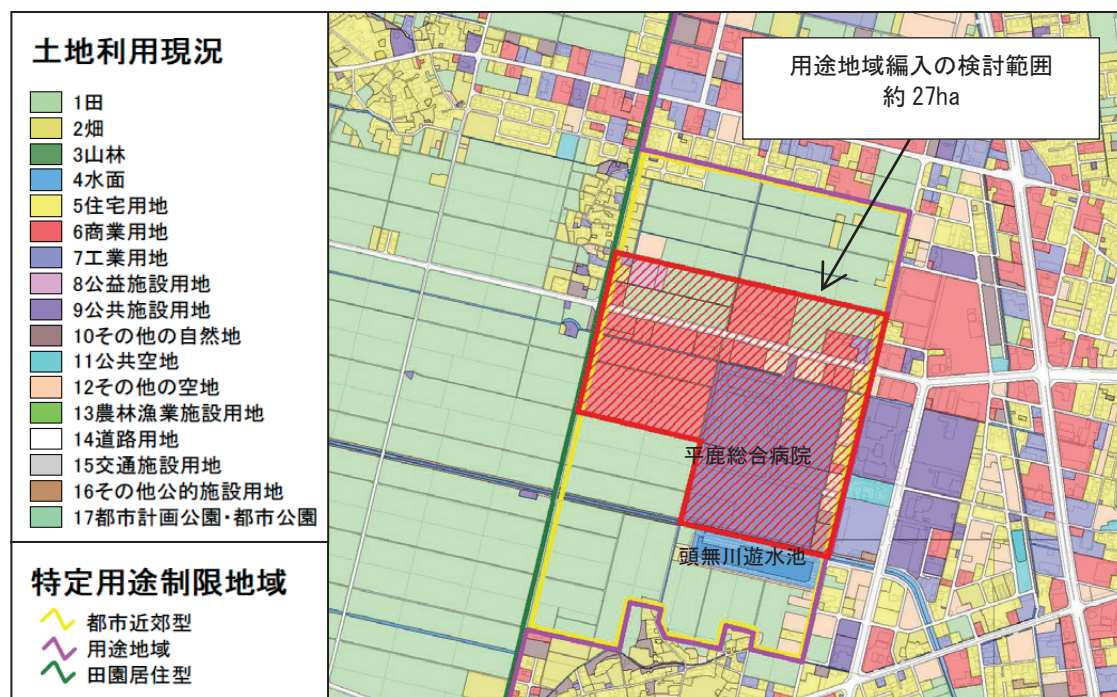


図1 平鹿総合病院周辺の土地利用状況

※ 用途地域への編入は、2019（平成31）年度以降詳細な検討を行い確定していきます。

（２）用途地域の変更の検討

横手駅西口周辺は、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する中心拠点の一翼を担うエリアであり、三枚橋地区土地区画整理事業により安全で良好な市街地の形成を推進しています。市街地整備の効果を最大限に発揮するためには、中高層の集合住宅や商業施設、観光交流施設、娯楽施設等の民間事業者の立地を促進することが必要であるため、現在の近隣商業地域から商業地域への変更を検討します。

また、市役所本庁舎周辺等の商業地域及び近隣商業地域が指定されている地区では、一般住宅も建蔽率 80%の制限により建築されているため、建物と建物の間隔が狭く、屋根や間口等の雪処理に対する問題が生じています。

このため、一般住宅が立地する割合が高い地区においては、住宅と商業施設等が調和した居住環境、隣棟間隔を確保した雪に強い街区を形成するため、商業地域及び近隣商業地域から住居系の用途地域への見直しを検討します。

このほかにも、現在指定されている用途地域と実際の土地利用との乖離のため、日常生活や事業活動に支障が生じている地区においては、用途地域の変更を検討します。

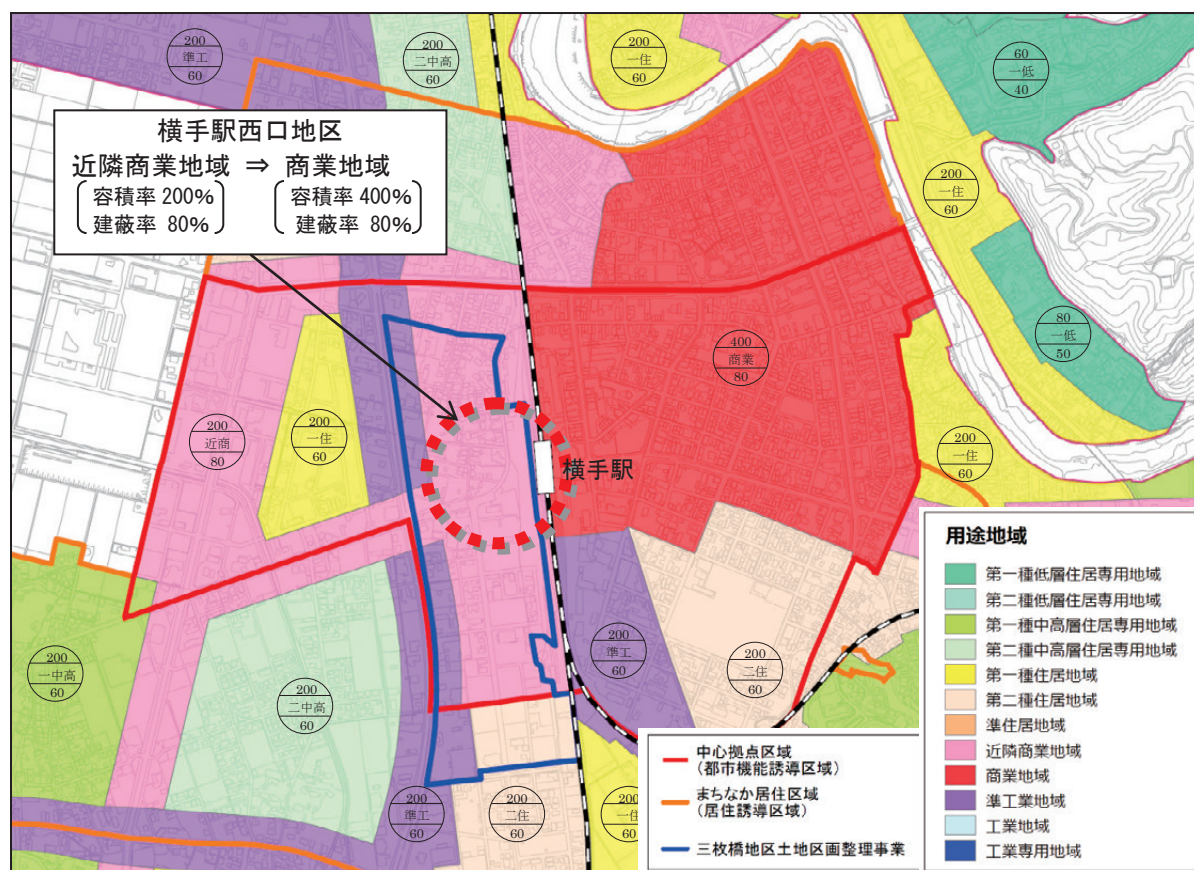


図 2 用途地域変更の検討箇所

※ 用途地域の変更は、2019（平成 31）年度以降詳細な検討を行い確定していきます。

（３）用途地域廃止の検討

用途地域は、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から、積極的に望ましい市街地の形成を誘導するための制度です。しかしながら、用途地域が指定されてから長期間、市街地の形成がなされず農地のまま利用されている面積は、用途地域の約 23%を占めています。今後さらなる人口減少が進むと予測されている中で、宅地への転換が見込まれない農地については、引き続き農地として活用されるよう、用途地域の廃止について検討します。

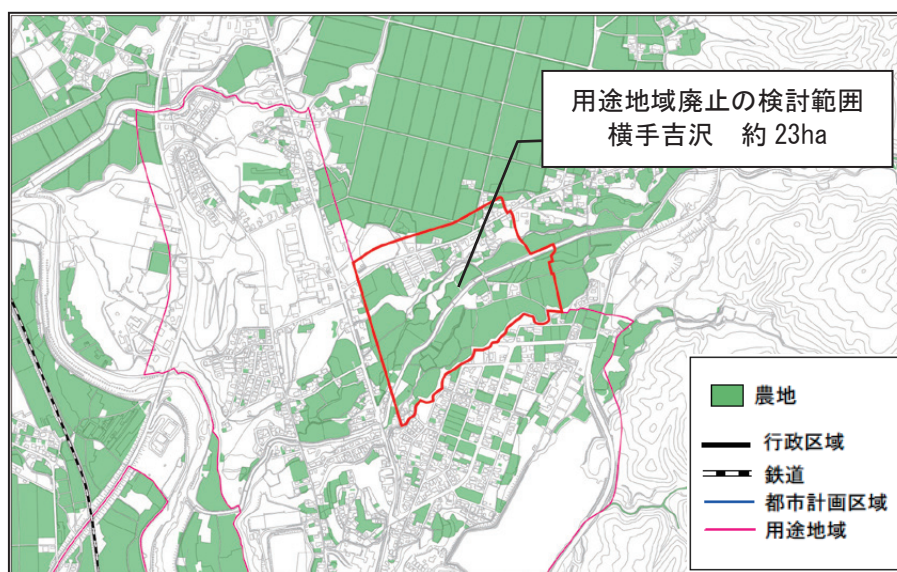


図 3 用途地域の廃止検討地区【横手地域】

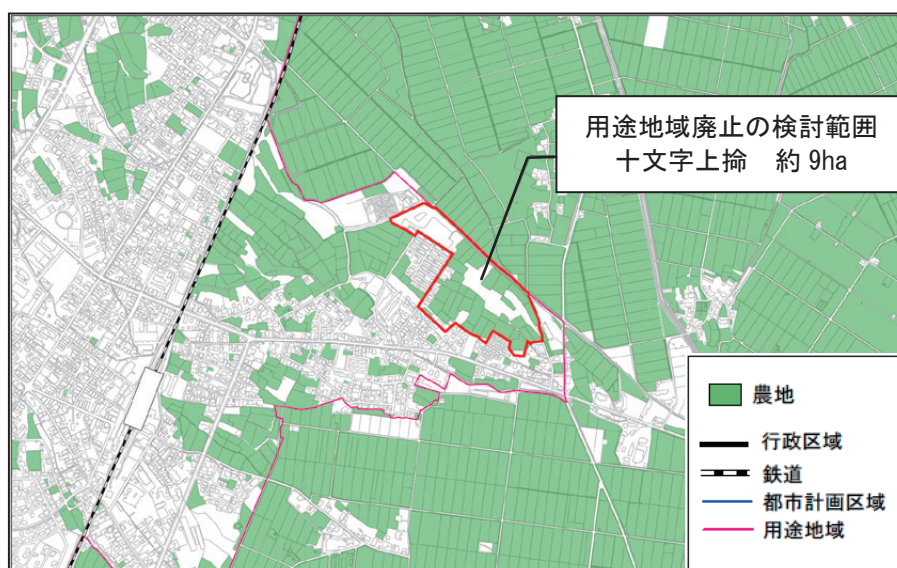


図 4 用途地域の廃止検討地区【十文字地域】

※ 用途地域の廃止は、2019（平成 31）年度以降詳細な検討を行い確定していきます。

2. 地域拠点エリア・田園居住エリアでの土地利用規制及び緩和の検討

田園居住エリアにおける農地の無秩序な宅地化を抑制するため、2011（平成 23）年に都市計画区域の用途地域が定められていない区域 26,153ha に特定用途制限地域を指定し、田園や里山と調和したコンパクトなまちづくりを進めてきました。

積極的に望ましい市街地の形成を誘導すべき用途地域内では、農地等の宅地開発が可能な土地が、横手地域では約 70ha、十文字地域では約 60ha 残されていますが、新築された建築物の約 40%が農地の保全を図るべき「田園居住エリア」で建築されており、その約 70%を住宅が占めていることから、住宅を中心とした市街地の拡大傾向が続いています。

このため、コンパクトシティの形成に向けて、無秩序な市街地拡大を抑制するために、田園居住エリアにおける自己用住宅及び分家住宅を除く住宅の建築を抑制するよう、都市計画法を活用した土地利用の誘導方策を検討します。

導入が考えられる制度としては、現在指定している「特定用途制限地域」の制限内容を見直し、自己用住宅及び分家住宅以外の住宅を制限対象に加えることが考えられます。また、区域区分制度で「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分し、市街化調整区域では市街化を抑制する方法があります。さらに、2014（平成 26）年に創設された「居住調整区域」を指定することで、住宅地開発を抑制する方法があります。これらのうち、いずれの制度を導入するかは、国、県及び関係機関との協議に加え、制度導入による効果等を十分に精査の上、決定します。

（１）特定用途制限地域の制限内容の見直し

コンパクトシティの形成に向けて、無秩序な市街地拡大を抑制するために、田園居住エリアに指定されている特定用途制限地域「田園居住型地域」での自己用住宅及び分家住宅を除く住宅の建築を抑制するよう特定用途制限地域の制限内容の見直しを検討します。

一方、地域拠点エリアに指定されている特定用途制限地域「地域拠点型地域」は、地域コミュニティを将来的にも継承していくための拠点であることから、地域住民の交流を促進するためのカラオケボックス等の遊戯施設の建築ができるよう制限内容の緩和を検討します。

表 1 特定用途制限地域【田園居住型】の変更の考え方

	都市 近郊型	沿道 拠点型	現在	見直し案	現在	見直し案
			地域拠点型	地域拠点型	田園居住型	田園保全型
住宅・共同住宅	○	○	○	○	○ → ※自己用住宅、 分家住宅を除く	▲
店舗	○	▲ 3,000 m ² 以下	▲ 3,000 m ² 以下	▲ 3,000 m ² 以下	▲ 1,000 m ² 以下	▲ 1,000 m ² 以下
事務所	○	▲ 3,000 m ² 以下	▲ 3,000 m ² 以下	▲ 3,000 m ² 以下	▲ 1,500 m ² 以下	▲ 1,500 m ² 以下
ホテル・旅館	○	○	○	○	▲ 3,000 m ² 以下	▲ 3,000 m ² 以下
遊戯施設	×	×	×	●	×	×
風俗施設	×	×	×	×	×	×
公共施設	○	○	○	○	○	○
危険性小・環境を 悪化させる恐れが やや大きい工場	×	○	○	○	×	×
危険性大・環境を 悪化させる恐れのある工場	×	×	×	×	×	×

※ 特定用途制限地域の変更は、2019（平成 31）年度以降詳細な検討を行い確定していきます。

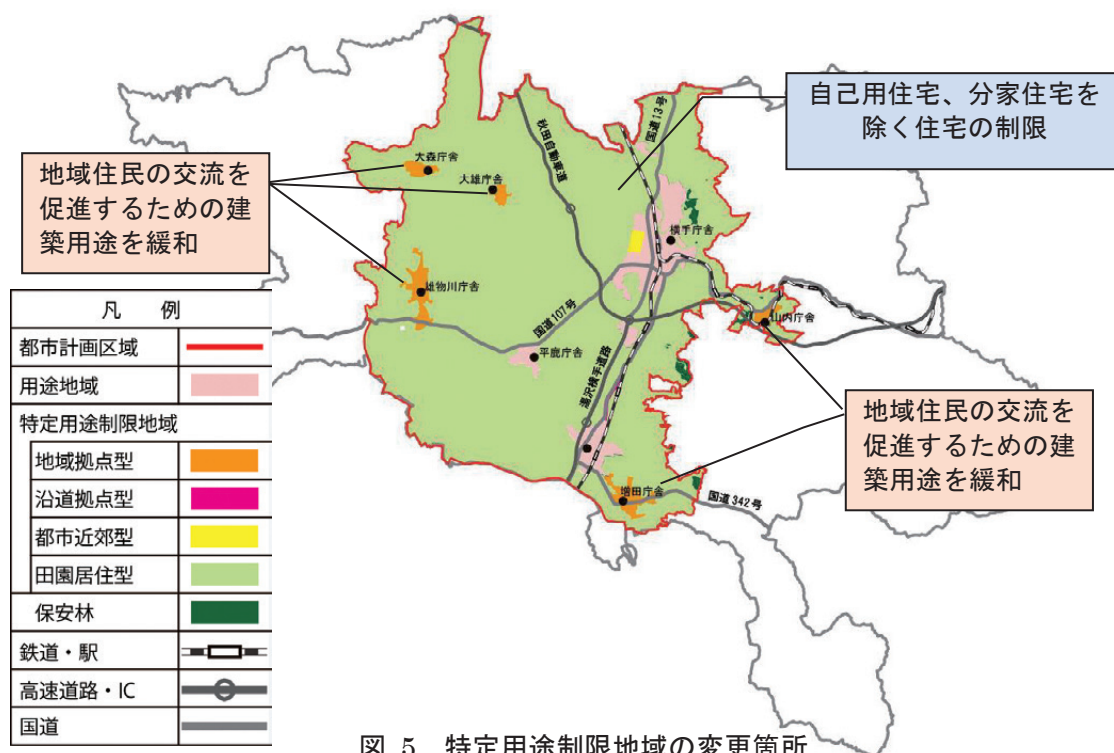


図 5 特定用途制限地域の変更箇所

（２）区域区分制度の導入の検討

区域区分制度は、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」とに区分（線引き）する制度です。「市街化区域」では計画的・優先的に市街化を図り、「市街化調整区域」では市街化を抑制し、無秩序な市街化の防止を図ることを目的とした制度です。

横手市に区域区分制度を導入した場合、現在の横手地域、十文字地域、平鹿地域に指定されている用途地域が市街化区域となり、用途地域が指定されていない区域は市街化調整区域となることが考えられます。市街化調整区域に指定された場所は、農林漁業の用に供する建築物、同従業者の住宅、図書館等の公益上必要な建築物を除き、新たな建築や開発が制限されます。

しかしながら、横手市の将来都市構造としては、用途地域が指定されていない場所には、地域拠点を配置し、各地域での暮らしを維持することとしています。このため、市街化調整区域の中で地域拠点エリアでは、農家等の分家住宅やスーパー等の地域拠点の維持に必要な施設は立地を可能とする等、地域の実情に応じた制度の導入を検討します。

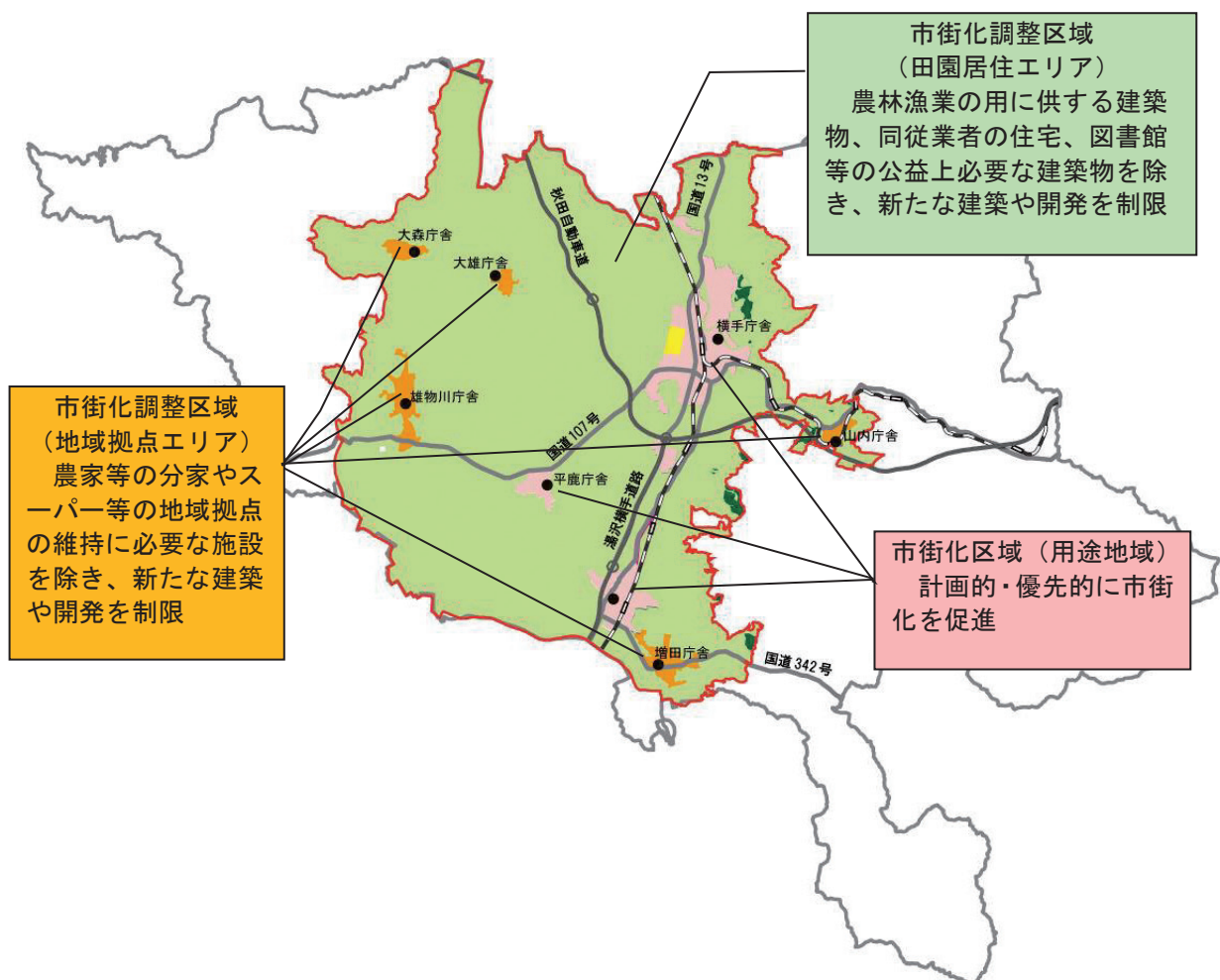


図 6 区域区分の導入イメージ

表 2 市街化調整区域で可能な開発行為

● 市街化調整区域でも開発可能な建築物等

農林漁業の用に供する建築物、同従業者の住宅、図書館等の公益上必要な建築物

● 市街化調整区域でも開発が許可される建築物等

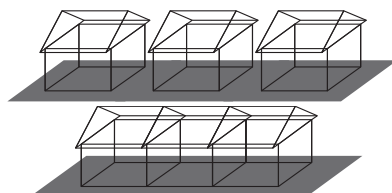
- (1) 日用物品の販売、加工、修理等の店舗、公共公益施設等の建築物
- (2) 鉱物資源、観光資源活用上の建築物等
- (3) 温度、湿度、空気等特別の条件を必要とする建築物等
- (4) 農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物等
- (5) 農林業等活性化基盤施設である建築物
- (6) 中小企業の共同化、集団化事業用建築物等
- (7) 既存工業施設に密接に関連する事業用建築物等
- (8) 火薬類の製造所、火薬庫である建築物等
- (9) 道路管理施設、休憩所又は給油所等
- (10) 地区計画又は集落地区整備計画の区域内の建築物等
- (11) 指定する土地の区域内の開発行為
- (12) 区域、目的又は用途を限って定められた開発行為
 - 1. 農家等の分家住宅
 - 2. 収用対象事業で移転又は除却が必要な建築物
 - 3. 秋田県知事又は市長が指定した大規模既存集落内（例 地域拠点等）
における自己用住宅、分家住宅
 - 4. 準公益的施設
 - 5. 災害危険区域からの建築物の移転
 - 6. 市が指定した主要な道路の沿線における工場、事務所、店舗等
- (13) 権利の届出をした自己用建築物等

(3) 居住調整区域の指定の検討

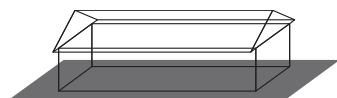
居住調整区域は、都市再生特別措置法第 89 条に位置付けられている制度で、立地適正化計画の居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制すべき区域について定めることができます。

居住調整地域では、3 戸以上の住宅の建築、住宅の建築目的の宅地開発であってその規模が 1000 ㎡以上のものが規制されることになります。市街化調整区域に指定された場合と比べて、住宅開発に限定した規制であることから、特定用途制限地域と合わせて指定することが考えられます。

3 戸以上の住宅
の建築目的の
開発行為



1 戸又は 2 戸の
住宅の建築目的
の開発行為で、
1,000 ㎡以上の
規模のもの



3 戸以上の住宅
を新築しようと
する場合

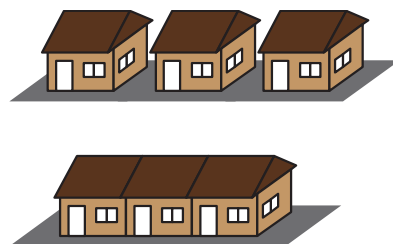


図 7 規制の対象となる開発行為の例

図 8 規制の対象となる建築行為の例

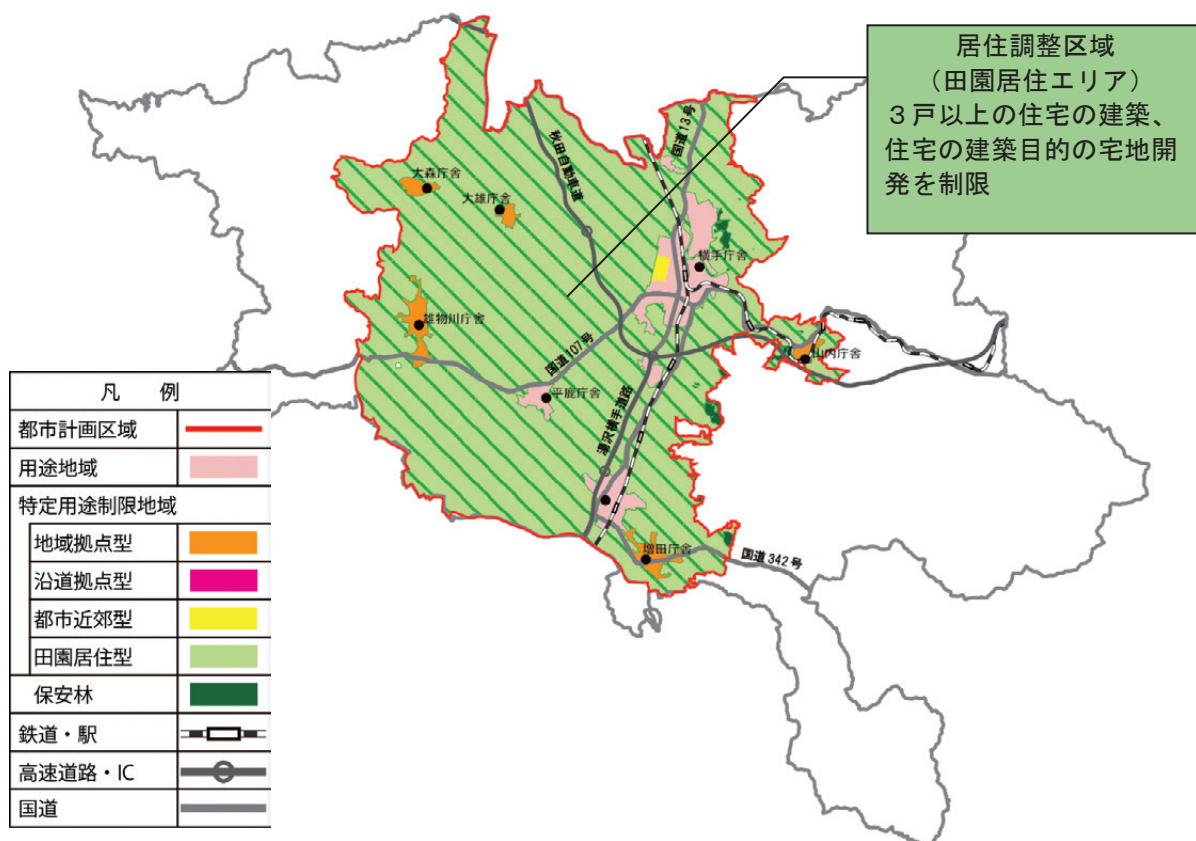


図 9 居住調整区域のイメージ

第2章 市街地整備の方針に対する実現化方策

1. 中心拠点エリア、副拠点エリアにおける市街地整備の取り組み

(1) 中心拠点エリア

① 土地区画整理事業の推進

にぎわいの再生やまちなか居住の促進に向けて、安全で快適な居住環境の提供を図るため、横手市の新しい顔となる三枚橋地区土地区画整理事業を推進しており、地権者のご協力をいただきながら早期完成に向けて事業を進めます。

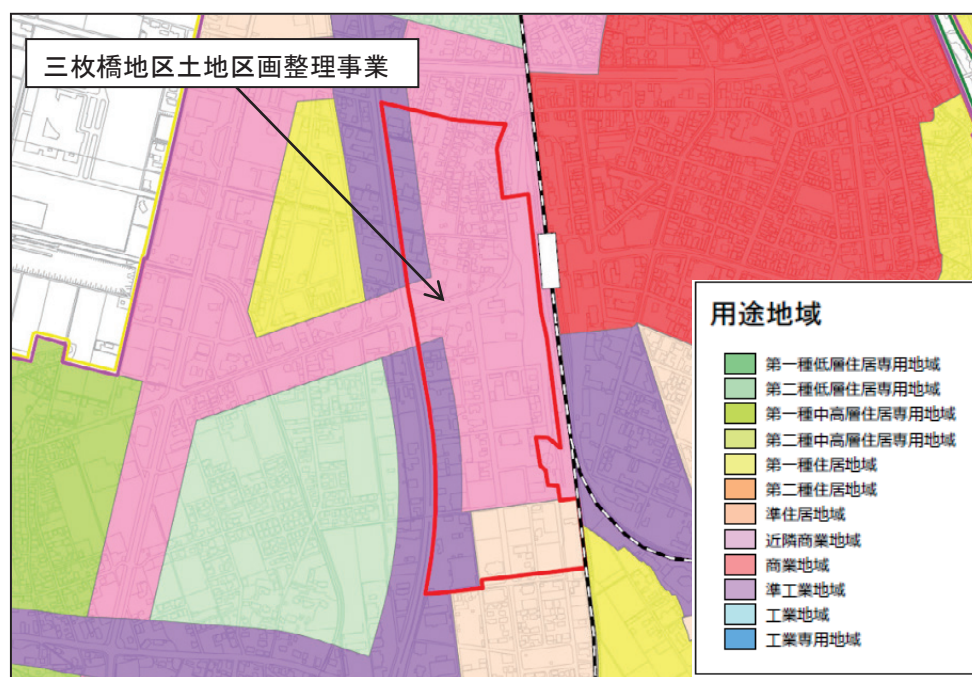


図 10 三枚橋地区土地区画整理事業区域

② 市街地再開発事業による拠点形成

横手駅東地区は、横手市の中心市街地として都市機能の集積とともにまちなか居住を進める地域として位置付けます。その上で、市街地再開発事業により、既存の施設等を活かした都市型住宅の供給および商業・業務機能の更新・集積による拠点形成を図ります。



図 11 （仮称）横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業の対象区域

③ 質の高い道路空間等の整備推進

中心拠点のにぎわい再生に向けては、子育て支援機能や医療機能、高齢者支援機能等の生活に不可欠な都市機能が享受できる利便性に加えて、歩いて生活を営むための道路空間が快適かつ安全でなければなりません。そのため、歩いて楽しく回遊できる中心拠点を形成するために、歩道高質化・電線地中化・街路灯交換等による質の高い道路空間を整備します。

また、拠点内での快適な移動環境の構築に向けて循環バス路線の充実を図るとともに、バス停等の待合スペースの整備について検討します。

④ 融雪施設等の重点的な整備推進

冬季も暮らしやすいエリアとして形成するため、歩道の高質化と合わせて、水源や熱源の確保を検討し融雪設備等の重点的な整備を推進します。

また、消融雪施設の効果的な利用方法を再検討し利用者への周知を図るとともに、取水や流末などの諸条件が整っている箇所について消融雪施設の整備の検討を行います。

（２）副拠点エリア

横手市南部の玄関口としてさらなるにぎわい創出が求められている副拠点エリアには、十文字庁舎を含め、老朽化が進む公共施設が集積し、また、学校統合により十文字第一小学校が空き校舎となるなど、十文字庁舎周辺エリアの公共用地の新たな活用方策を早期に示す必要があります。

十文字庁舎は、行政・生涯学習・健診・市民交流・防災機能を併せ持つ多目的施設として、十文字道の駅周辺に建て替え工事を実施しており 2020（平成 32）年度の完成を予定しています。

また、現在の十文字庁舎や幸福会館、十文字第一小学校、文化センター等のエリアについては、民間活力の導入も含め、魅力あるエリアの形成を目指して活用方法の検討を進めます。



図 12 公共施設が集積する十文字庁舎周辺エリア

2. まちなか居住エリア、一般居住エリア、地域拠点エリアにおける市街地整備の取り組み

(1) エリアの特性に応じた地区計画等の策定

地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、羽黒町・上内町地区及び朝日が丘地区で地区計画を策定しています。また、ニュータウン宝竜及び協同組合横手卸センターでは、建築協定を締結しています。

今後も、安全性・利便性を備えた良好な環境形成を図るため、地区計画又は建築協定等を活用し、地区の将来像、それを実現するための道路や公園の配置、建物用途の制限など、地区単位の住民の話し合いによるきめ細かいまちづくりのルールづくりを支援します。



図 13 羽黒町・上内町地区のまちなみ

表 3 地区計画一覧

名称	位置	面積 (h a)	計画決定年 月日	地区計画のねらい	決定の概要 (建築物等に関する事項)
羽黒町・上内町地区計画	横手市羽黒町の一部及び上内町の一部	約 13.6	S62. 4. 6 横手市告示第 7 号	自然環境にめぐまれ、伝統的なたたずまいをもつ住宅地を将来にわたって担保する	未定
朝日が丘地区計画	横手市朝日が丘二丁目の一部	約 1.0	S63. 7. 23 横手市告示第 10 号	閑静な低層住宅として良好な町並形成	用途、敷地面積、壁面位置、意匠、かき、さく

(出典：秋田県の都市計画)

表 4 建築協定一覧

名称	位置	面積 (h a)	計画決定年 月日	協定のねらい	協定の概要
ニュータウン宝竜	横手市十文字町宝竜一丁目、二丁目	約 5.8	H10. 8. 12	閑静な低層住宅として良好な町並形成	用途、建蔽率、高さ、意匠、外壁後退距離
協同組合横手卸センター	横手市卸町 1 番外	約 7.9	H12. 8. 29	卸センターとして良好な土地利用を図る	用途、壁面位置、建蔽率、緑化、構造、広告物

(出典：横手市)

（２）横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱等の見直し

健康的で文化的な生活環境の維持保全及び向上を図り、うるおいのあるまちづくりを総合的に推進するため、「横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱」を策定し、横手市において行われる開発行為及び中高層建築物の建築行為について、当該行為に係る事前公開、事前説明及び基本的事項を定めています。

高齢化がさらに進行する中で、雪処理の担い手が不足すると予想され、全ての雪処理を行政だけで対応していくには限界があります。このため、新しい住宅地を形成する段階から、雪負担を軽減するまちづくりを推進する必要があります。

今後、「横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱」、「横手市開発行為等技術基準」の見直しを行い、開発区域内における雪寄せ場の確保、屋根からの落雪を考慮した壁面位置の基準の設定、消融雪施設の積極的導入等、雪国にふさわしいまちづくりの指針を検討します。

第3章 交通関連施設整備の方針に対する実現化方策

1. 道路ネットワークの形成に向けた取り組み

(1) ネットワークの構築

秋田自動車道の利便性を向上させるため、横手北スマートインターチェンジへのアクセス道路である主要地方道横手大森大内線の整備促進を図るとともに、山内地域へのスマートインターチェンジの設置を検討します。

また、国道13号、国道107号等は、広域連携軸としての機能確保に努めます。

中心拠点、副拠点、地域拠点の連携を強化するため、地域連携軸である、主要地方道湯沢雄物川大曲線、主要地方道横手停車場線、一般県道野崎十文字線等は、アクセス道としての利便性向上を図ります。

道路や橋りょうの維持管理を図るため、橋りょう点検要領及びトンネル定期点検要領に基づき定期点検の着実な実施に取り組みます。

冬季の市民生活を支えるため、除雪管理システムの導入や除雪作業外部委託化等により、効率的な道路除排雪に取り組みます。

(2) 都市計画道路の整備推進

中心拠点と副拠点・地域拠点との連携を強化するため、中心拠点内における主要な幹線街路である中央線の未整備区間の早期事業化に取り組みます。

また、中心市街地での円滑な交通と、冬季でも安心して通行できる空間を確保するため、八幡根岸線の整備を推進します。

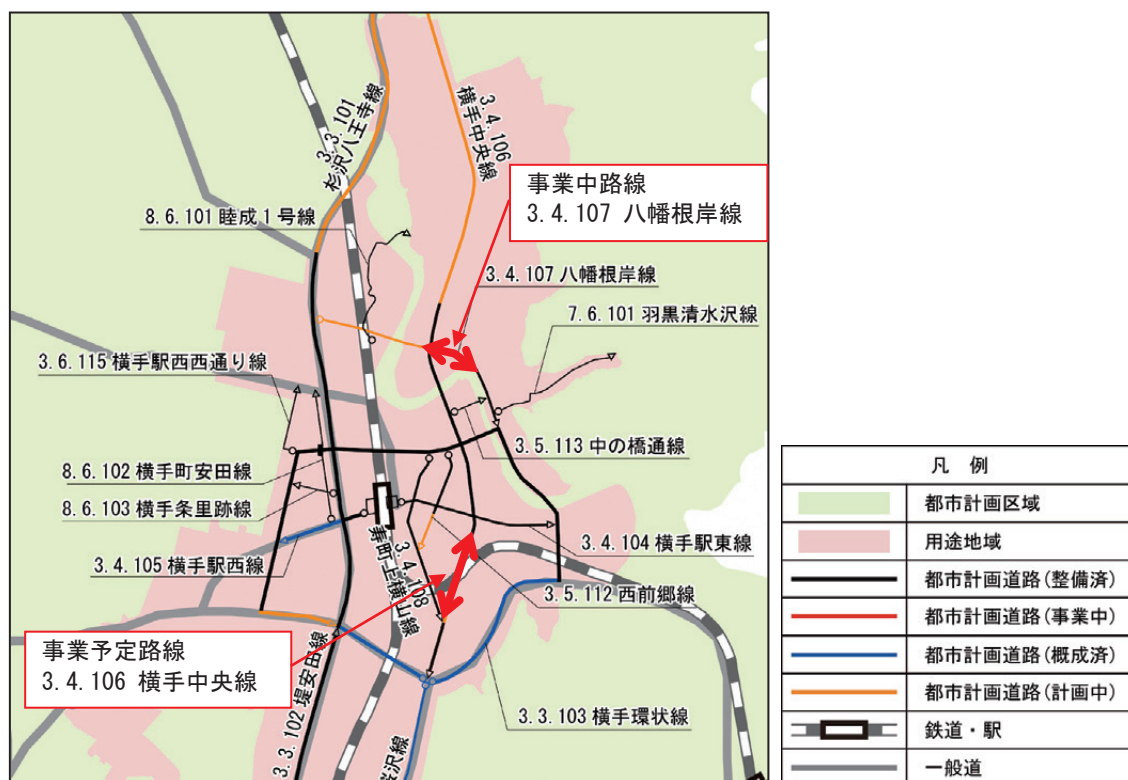


図14 都市計画道路の事業予定路線

（３）生活道路の充実にに向けた取り組み

安心して歩ける道路環境の形成を図るため、通学路等への計画的な歩道の整備等を進めるとともに、街路灯・防犯灯・標識類等安全施設の管理に努めます。

住宅密集地や狹隘道路における除排雪の効率化を図るため、道路改良・側溝整備等の工事に併せ、道路内へ建てられている電柱等の宅地内化や移設を推進し、道路空間の有効活用を図ります。

また、住宅等の建替えに併せ、地域内の狹隘道路の解消や公共空地の確保のため、地区計画制度の導入について検討します。

（４）道路空間の魅力向上に向けた取り組み

快適な歩行空間の確保のため、劣化した舗装や防護柵、街路灯等の適切な維持補修を行うとともに、電線類地中化による歩道幅員の有効活用や、融雪施設を整備することで冬季における安全性、快適性の向上に努めます。

歴史的な資源に配慮した道路空間の形成を図るため、まちなみ景観の統一や連続性の保全に向けた景観法に基づく制度の活用も検討します。

また、観光客等の来街者に対する案内誘導を適切に行うため、市内全域でわかりやすくかつ統一感のあるサイン・案内板等の規格や設置基準を定めたガイドラインを策定し、計画的に整備を進めます。

２．地域公共交通ネットワークの形成

（１）中心拠点・副拠点と地域拠点を結ぶネットワークの確保

中心拠点における交通結節機能の維持・強化を図るため、路線ごとの利用状況調査等の実施により需要動向を把握し、バス路線の再編や他の交通機能との円滑な乗り継ぎを可能とするダイヤの見直しに取り組みます。

また、現行の市内循環バス運行路線に関する課題を整理し、利便性向上に向けた路線変更について検討します。

副拠点の主要な交通結節点である十文字駅については、歴史的なまちなみを有する増田地域へのアクセスを向上するため、駅東西口の整備を含めた交通拠点機能のあり方について検討します。

（２）地域公共交通の利用促進

個々の地域公共交通システムの効率化を進めつつ、利用者ニーズに沿った交通体系の確立を図り、利用者数の維持に繋げてまいります。

また、デマンド交通や循環バス等について常に制度の在り様を検討しながら、運行路線や利用手法等の周知に努め、潜在需要の掘り起こしに注力します。

更に、技術革新の進捗や規制緩和による新たな公共交通システムの導入について検討し、地域の実情に合った交通形態の確立に努めます。

第4章 産業基盤整備の方針に対する実現化方策

1. 農業経営基盤の強化に向けた取り組み

(1) 農地の保全と優良農地の確保に向けた取り組み

① 農地の保全と優良農地の確保に向けた取り組み

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域や農用地の指定を適切に運用します。また、無秩序な宅地化による農地の減少や営農環境の悪化を防ぐため、都市計画法による特定用途制限地域の見直しを検討します。

② 耕作放棄地対策の強化

耕作放棄地の再生を図るとともに、増加傾向にある不耕作農地が耕作放棄地化しないよう、的確な把握と指導を行います。

(2) 担い手による農地利用集積に向けた取り組み

農業の担い手を確保するため、新規就農者の育成、農業経営の規模拡大を目指す経営体等、多様な経営体を支援します。また、意欲ある担い手のため農地の集積を推進し、経営の効率化と安定を促進します。新規就農者の育成や6次産業化の支援等を総合的に推進するため、地域価値創造拠点として横手市園芸振興拠点センター（仮称）を整備します。

(3) 農業生産基盤整備の推進に向けた取り組み

① 補助事業を活用したほ場整備の促進

農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率かつ安定的な農業を確立するため、ほ場の区画整理や暗渠排水などの生産基盤を整備します。

② 農地・農業用施設の整備と維持、災害未然防止

農業生産性や収益性を高めるため、農業用施設の更新や経年劣化した施設の改修を推進します。また、大規模な災害に強い農地・農業用施設を整備するとともに、危険個所の把握に努めます。

2. 農村と都市部の交流促進に向けた取り組み

都市と農村の交流を促進するため、地域資源を活かしたグリーンツーリズムを推進します。また、6次産業化への取り組みの支援、農畜産物の販売力強化に向けてブランド化を推進します。



3. 工業生産力の強化に向けた取り組み

横手市内への立地が少ない「航空機関連産業」「食品関連産業」「IT・ソフトウェア関連産業」「研究機関」等の新たな誘致に加え、秋田県内において本市に最も集積する自動車関連産業の更なる誘致を継続的に推進するため、広域的な道路ネットワークの利便性等を踏まえた新たな産業用地の整備について検討します。

また、既存事業者の事業拡大や新規に進出を考える事業者が立地しやすい土地利用を図るため、工業系用途地域の見直しについて検討します。

4. 商業活性化に向けた取り組み

(1) 空き店舗の利活用促進

後継者不足等による市街地の空き店舗の有効活用を促進するため、空き店舗を利活用する事業者や販売力向上のための店舗改修を行う事業者を支援します。

また、中心拠点エリアや副拠点エリア、地域拠点エリア等における商業活動の活性化に向けた、空き店舗活用推進エリア指定等の新たな空き店舗利活用施策を検討します。

(2) 起業・創業への支援

創業支援計画に基づき、商工団体、金融機関等の支援機関と連携し、起業しやすい環境を構築するとともに、潜在的な起業・創業者の積極的な発掘、事業の発展・拡大の後押し、起業・創業者間の交流を促進することで、市内における起業意欲の向上を図ります。

また、クラウドファンディング等、事業者の新たな資金調達に対する活用推進施策を検討します。

(3) 商店街の環境整備とにぎわい創出

商店街で安心安全に買い物等ができるように、既存商店街の街路灯維持への支援や街路灯の省電力LED電球への交換などの歩行者空間の高質化に対して支援します。

また、商店街組合等が中心となって実施するにぎわいづくりイベント等の取り組みを支援します。

(4) 民間主体のまちづくり活動の促進

中心拠点エリアや副拠点エリア、地域拠点エリア等のにぎわいの創出と魅力の向上を図るため、民間まちづくり会社の設立を視野に入れた勉強会やワークショップ等を開催します。

第5章 居住環境整備の方針に対する実現化方策

1. 雪に強いまちづくりの推進に向けた取り組み

機械除排雪が困難な狭隘な道路を抱える地区について、水源や熱源を確保する方策を検討しながら、消融雪施設の設置を推進していきます。また、既存の消融雪施設や融雪・除雪機器等のほか、雪処理のため有効な手段がないか市民とともに検討し、除雪活動費補助金の対象機器等の拡大を進めます。

さらに、消融雪施設を効率的かつ効果的に利用するため、利用方法の再検討や再確認を行い、利用者への周知を図ります。取水や流末などの諸条件が整っている箇所について消融雪施設の整備の検討を行います。

市民が利用しやすい雪捨て場を確保するため、民有空き地を対象に土地確保を図ります。

2. 住宅の高質化に向けた普及啓発の取り組み

(1) 雪国にふさわしい住宅の普及を促進

雪国にふさわしい住宅の普及を促進するため、民間木造住宅の雪対策及び耐震改修・改築工事への支援を実施します。また、既存住宅の克雪化、バリアフリー化、省エネルギー化を促進します。特に、再生可能エネルギーを利用した設備導入の支援を実施します。

雪庇の落下による危険の防止を図るため、雪止めの設置や事故防止措置の指導基準等を定めます。

(2) 要配慮者向け住宅の確保

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者に対して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律や高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく国や県の施策と連携し、住宅の確保を推進するとともに、高齢者等が安心安全に暮らし続けられるよう見守り等の生活支援の提供や自宅のバリアフリー化に対して支援します。

3. 空き家活用の促進と適正な管理に向けた意識啓発の取り組み

利用可能な空き家の活用を促進するため、空き家バンクによる情報提供を行います。特に、横手市の魅力である農村・山村の自然とふれあう暮らしを希望する移住者に対して、家庭菜園や果樹園等が附属した空き家情報の提供に向け、仕組みづくりを検討します。また、空き家の活用を促進するため、市内の空き家を購入する移住者に対しリフォーム費用等の一部を助成します。

住宅が立ち並んでいる市街地における老朽化が進行した危険な空き家は、除却に向けた所有者への助言・指導、相談とともに、老朽危険空き家跡地を地域コミュニティ形成のための空間として利活用を検討します。

4. 適正な生活排水処理の推進に向けた取り組み

効率的な生活排水処理を推進するため、2016（平成 28）年度に策定した「横手市生活排水処理構想」に基づき、公共下水道事業の整備を推進するとともに、老朽化した管路の計画的な更新を推進します。

また、効率的な維持管理を図るため、山内地域の単独公共下水道の流域関連公共下水道への接続や農業集落排水の処理区域の統合に取り組めます。

公共下水道事業や農業集落排水事業等の整備が完了した区域については、水洗化の普及促進に取り組めます。

公共下水道事業や農業集落排水事業等の区域外については、合併処理浄化槽の普及促進に取り組めます。

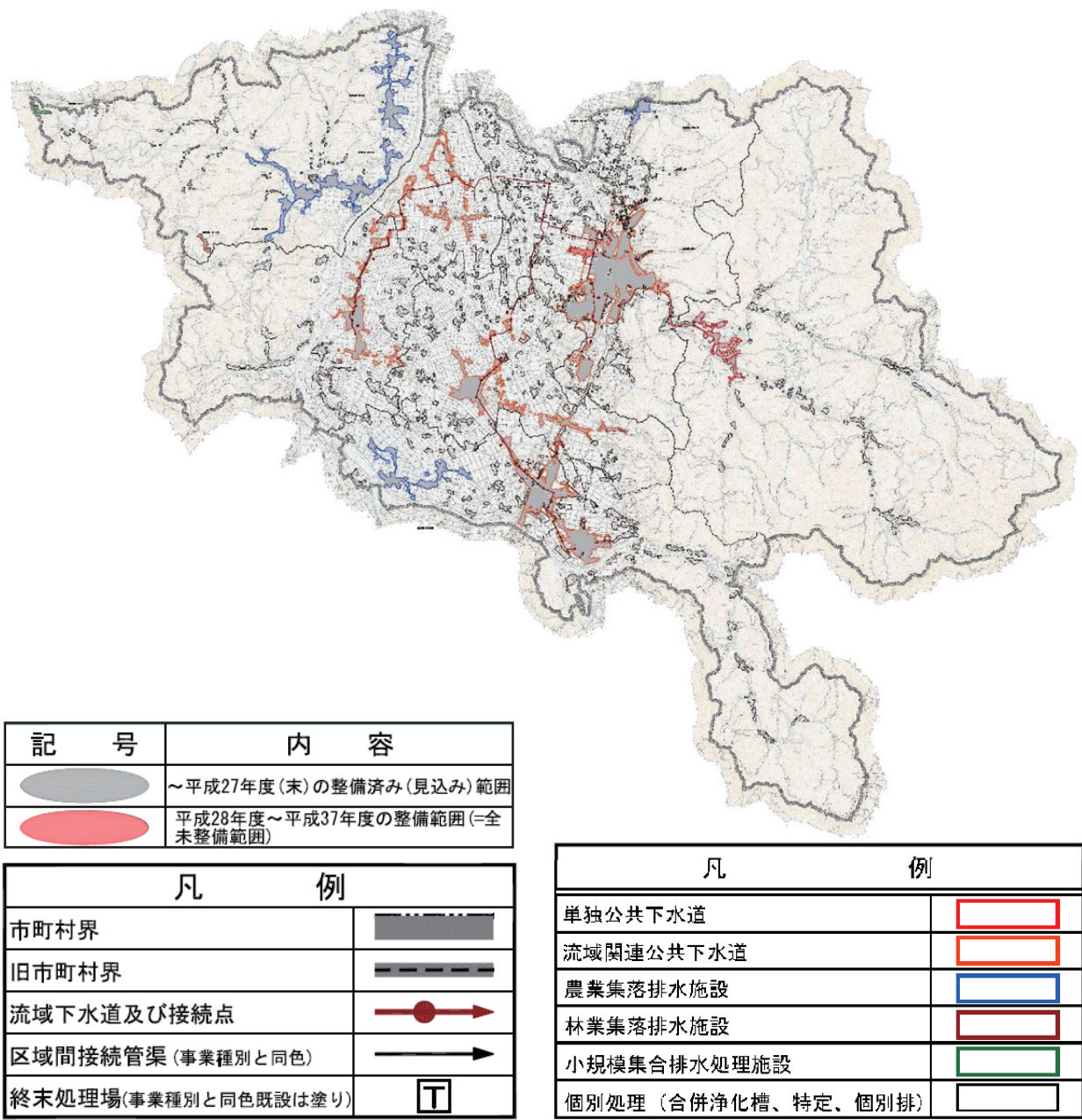


図 15 横手市生活排水処理構想

5. 火葬場の維持管理に向けた取り組み

東部斎場・南部斎場・西部斎場については、既存施設の適切な維持管理を図ります。また、斎場は都市基盤を形成する上で、重要な施設であるという認識のもとに、斎場の設置と運営を適正に実施してまいります。

6. ごみ処理施設の維持管理に向けた取り組み

ごみ処理施設「クリーンプラザよこて」については、運営会社と連携を密にするとともに業務監視（モニタリング）を実施しながら、適切に施設の運営・維持管理を行っていきます。

また、生ごみの家庭での堆肥化や新聞雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶、びんなどを有価物として扱う資源集団回収活動を奨励します。

さらに、ごみの適正処理、再資源化、排出抑制に向けて市民意識の啓発に取り組みます。



第6章 防災・減災の方針に対する実現化方策

1. 地震・火災対策の推進に向けた取り組み

横手市は、豪雪地帯であることから冬季の雪荷重と地震による建物倒壊の被害が増大することが予想されるため、早期の雪下ろしを呼びかけるとともに、木造住宅の耐震診断・耐震改修・改築工事への支援を推進します。

また、市が保有する新耐震基準が施行される以前に建築された施設については、建物の安全を確保するため耐震診断、耐震改修を行います。

建物が密集した市街地の延焼の拡大を抑制するため、地区計画を活用した区画道路や公園の確保、老朽危険空き家跡地を活用したオープンスペースの確保、防火水槽や消火栓の整備に取り組みます。また、建物の不燃化を促進するため、準防火地域の見直しについて検討します。

災害発生時に被害を最小限に抑え、被災者の生活再建を早く進めるため、上下水道などのライフラインの計画的な耐震化や電気・通信の電線類地中化を推進します。

2. 風水害対策の推進に向けた取り組み

台風や大雨による浸水被害を軽減するため、集中豪雨の際は、国県や土地改良区などの関係機関と一体となって排水路の管理や水門の開閉調整等を行い、浸水や冠水を未然に防止するよう努めます。未改修の河川や水害が起りやすい水路についても、幹線排水路へ導く排水路の整備を県や土地改良区に要請しながら、県と市及び土地改良区などの関係機関が相互に協力し合い河川環境に配慮しつつ改修を進めます。現在、確認されている浸水常態地について調査・対応を早急に進めます。

また、新たな大規模開発区域においては、事前協議の段階で開発者に対し急激な排水を抑制する調整池機能を持たせた構造（駐車場等）とし、十分な機能を果たすように指導します。

そして、大規模な氾濫があった場合に想定される浸水区域や取るべき行動など水害リスクを共有するために、住民に対しハザードマップの説明や教育機関と連携した防災教育の充実に取り組みます。

また、大規模洪水時におけるタイムラインを活用した危機管理対応の習熟と関係機関との連携を目的にロールプレイング演習を実施します。

なお、浸水想定の見直しや土砂災害危険箇所基礎調査を踏まえ、適宜ハザードマップの改訂を行い、住民に対し最新の情報の周知を図ります。

3. 防災体制の強化に向けた取り組み

災害時でも通行が可能な緊急輸送道路を確保するため、国道 13 号や国道 107 号等の主要幹線道路の沿道の維持管理を徹底し、防災性の向上や代替経路として高速道路へのアクセス性の向上、橋梁等の保全に努めます。

市民が円滑に避難できるよう、避難所（屋内施設）・避難場所（屋外）を適正に配置し周知を図るとともに、避難誘導の案内板の整備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽などの災害応急対策に必要な施設の整備に取り組みます。

自主防災組織による防災訓練などを通じて市民や地域の自発的な防災活動を推進するとともに、行政と市民、地域が協力し、高齢者や障がい者の単身世帯など災害時の要支援者のための支援体制を確立し、共生社会を推進します。



第7章 水と緑の保全と創出の方針に対する実現化方策

1. 自然環境の保全に向けた取り組み

奥羽山脈、出羽山地に広がる森林の多面的な機能を保全するため、今後も森林法に基づく保安林の維持に努めます。また、保呂羽山、外山、金峰山の優れた自然環境を有する地区は、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域としての保全に努めます。

一方、市全域で発生している松くい虫による被害については、薬剤の空中散布や地上散布、伐倒駆除などにより、被害の拡大を防止します。また、2010（平成22）年度以降、ナラ枯れ被害が拡大していることから、被害の監視から防除の実行まで地域の体制づくりにより、適切な防除を推進します。

そのほかにも、里山等における広葉樹林の整備を行うなど、水と緑の保全、創出を図ります。

2. 都市公園等の整備に向けた方針

市民が安心して公園を利用できるように、遊具等の定期的な点検の実施など、公園施設の適正な維持管理を今後も継続し、遊具・施設の長寿命化を推進します。横手公園は引き続き老朽化した園路等の整備を行います。

住宅地内にある身近な公園・緑地については、「公園愛護会」や「公共施設市民サポーター」といった市民との協働による維持管理の推進を図ります。

墓園については、墓地の需要に合わせ、既存墓園の計画的な整備を推進するとともに、維持管理の効率化を図るため、指定管理者制度の活用を視野に入れた検討を行います。

3. 身近な緑の保全・創出の方針

緑あふれる市街地の創出を図るため、市民団体等による道路沿いや公共施設の花壇づくりを支援します。また、農地や里山がある地域においては、地域住民による耕作放棄地や道路沿道への花植え、ビオトープづくり等の緑化、美化活動を支援します。

第8章 景観形成の方針に対する実現化方策

1. 風土を活かした景観形成に向けた取り組み

2012（平成 24）年に横手市景観計画を策定し、「山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」を目指すべき将来像として景観形成を推進してきました。

景観形成の方法としては、建築物の建築等に際して一定規模以上のものを届出対象として、「景観づくりの基準」に適合した建築物となるよう、届出による指導・助言等を行ってきました。

景観づくりの基準は、「自然景観ゾーン」「田園景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」のゾーン別に設定していましたが、市街地景観ゾーンに含まれる範囲が、「中心拠点エリア」、「副拠点エリア」、「まちなか居住エリア」、「一般居住エリア」、「沿道商業エリア」と、地域特性が異なるエリアを一律の基準で規制しているため、実態との乖離が生じています。

そうした乖離を解消し、より横手市の地域特性や風土を活かした景観形成を進めていくため、景観計画における「景観づくりの基準」の見直しや景観重点地区の追加について検討します。

2. 歴史的なまちなみの保全に向けた取り組み

歴史的なまちなみを形成する主要な要素である歴史的建造物を適切に保存するため、市が所有する伝統的建造物の修理を適切に行うとともに、民間が所有する建造物についても修理・修景や耐震診断及び耐震補強、防災施設の整備等について支援します。

良好な景観を形成するため、景観計画において景観重点地区に指定されている羽黒町・上内町地区や増田地区において、建物の外観の部分的な補修や木造門塀、垣等の設置、補修又は修景に対して支援します。

横手市歴史的風致維持向上計画に位置付けされた北部重点区域は、羽黒町・上内町地区景観重点地区と、旧街道の羽州街道沿いの歴史的風致との連続性を活かした環境整備について、住民等とのワークショップを開催しながら方針を検討します。また、南部重点区域では、手倉街道沿線の一体的な環境整備方針を検討します。

さらに、市内に所在する歴史的価値の高い地域資源を文化財の指定・未指定に関わらず幅広く捉え、総合的に保存活用を図るための計画等の策定を行い、調査や保全に努めます。